

これからの更生保護事業に関する有識者検討会

第1回会議（平成30年5月10日開催）

○ 議事等

- 1 保護局長あいさつ
- 2 座長あいさつ
- 3 座長代理の選出等について
- 4 議事の公開等の在り方について
- 5 本検討会設置の趣旨等について
- 6 各構成員からの挨拶等
- 7 本検討会の今後の議論の進め方等について
- 8 継続保護事業の実情等について田中構成員及び森山構成員から
御説明
- 9 その他

○更生保護事業を取り巻く現状等

- 1 再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)の成立
- 2 再犯防止推進計画の決定
- 3 法制審議会の検討状況
- 4 その他更生保護事業をめぐる諸情勢

1 「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」の成立 （平成28年12月）

再犯の防止等の推進に関する法律(抄)

(目的)

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

再犯の防止等の推進に関する法律(抄)

(基本理念)

第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第16条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

2 再犯防止推進計画の決定 (平成29年12月15日)

再犯防止推進計画等検討会 (29年2月設置)

議長 法務副大臣

副議長 法務省大臣官房審議官(総括担当)

構成員 内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官補付)

(関係省庁)

法務省保護局総務課長, 更生保護振興課長

その他関係行政機関の職員で, 法務大臣が指名した官職にある者

(有識者)

小畑 輝海 更生保護法人両全会理事長

川出 敏裕 東京大学大学院法学政治学研究科教授

清水 義恵 更生保護法人清心寮理事長・全国就労支援事業者機構参与

堂本 暁子 前千葉県知事

永見 光章 全国保護司連盟副理事長

野口 義弘 有限会社野口石油代表取締役(協力雇用主)

宮田 桂子 弁護士

村木 厚子 前厚生労働事務次官

和田 清 埼玉県立精神医療センター依存症治療研究部長

(敬称略)

再犯防止推進計画 目次

再犯防止推進計画策定の目的

第1 再犯防止のための諸施策における再犯防止推進計画の位置付け

第2 基本方針

第3 重点課題

第4 計画期間と迅速な実施

今後取り組んでいく施策

第1 再犯の防止等に関する施策の指標

1. 再犯の防止等に関する施策の成果指標

2. 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

第2 就労・住居の確保等のための取組(推進法第12条、第14条、第15条、第16条、第21条関係)

1. 就労の確保等

2. 住居の確保等

第3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組(推進法第17条、第21条関係)

1. 高齢者又は障害のある者等への支援等

2. 薬物依存を有する者への支援等

第4 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組(推進法第11条、第13条関係)

1. 学校等と連携した修学支援の実施等

第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組(推進法第11条、第13条、第21条関係)

1. 特性に応じた効果的な指導の実施等

第6 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組(推進法第22条、第23条、第24条関係)

1. 民間協力者の活動の促進等

2. 広報・啓発活動の推進等

第7 地方公共団体との連携強化等のための取組(推進法第5条、第8条、第24条関係)

1. 地方公共団体との連携強化等

第8 関係機関の人的・物的体制の整備等のための取組(推進法第18条、第19条関係)

1. 関係機関の人的・物的体制の整備等

再犯防止推進計画(抄)

「今後取り組んでいく施策」として掲げられた具体的施策について
(更生保護施設関連部分抜粋)

第1 再犯の防止等に関する施策の指標

2. 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

(1) 就労・住居の確保等関係

更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数

(出典:法務省・保護統計年報) 基準値 11,132人(平成28年)

第2 就労・住居の確保等のための取組(推進法第12条、第14条、第15条、第16条、第21条関係)

2. 住居の確保等

(2) 具体的施策

更生保護施設等の一時的な居場所の充実

ア 更生保護施設における受入れ・処遇機能の充実

法務省は、社会福祉法人等といった更生保護法人以外の者による整備を含め、更生保護施設の整備及び受入れ定員の拡大を推進するほか、罪名、嗜好等本人が抱える問題性や地域との関係により特に受入れが進みにくい者や処遇困難な者を更生保護施設で受け入れて、それぞれの問題に応じた処遇を行うための体制の整備を推進し、更生保護施設における受入れ及び処遇機能の充実を図る。【法務省】

イ 更生保護施設における処遇の基準等の見直し

法務省は、高齢者又は障害のある者や薬物依存症者等を含めた更生保護施設入所者の自立を促進するため、更生保護事業の在り方の見直し(第6.1(2)イ)と併せ、更生保護施設における処遇の基準等の見直しに向けた検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる。【法務省】

オ 満期出所者に対する支援情報の提供等の充実

法務省は、帰住先を確保できないまま満期出所となる受刑者の再犯を防止するため、刑事施設において、受刑者に対し、更生緊急保護の制度や希望する地域の相談機関に関する情報を提供するとともに、保護観察所においては、更生緊急保護対象者に対し、地域の支援機関等についての適切かつ充実した情報の提供を行うとともに、必要に応じ、更生保護施設等の一時的な居場所の提供や定住先確保のための支援を行う。【法務省】

再犯防止推進計画(抄)(続き)

「今後取り組んでいく施策」として掲げられた具体的施策について
(更生保護施設関連部分抜粋)

第3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組(推進法第17条、第21条関係)

1. 高齢者又は障害のある者等への支援等

(2) 具体的施策

エ 更生保護施設における支援の充実

法務省は、「宣言」において設定された目標を踏まえつつ、犯罪をした高齢者又は障害のある者等の更生保護施設における受入れやその特性に応じた必要な支援の実施を充実させるための施設・体制の整備を図る。【法務省】

2. 薬物依存を有する者への支援等

(2) 具体的施策

ウ 更生保護施設による薬物依存回復処遇の充実

法務省は、薬物事犯者の中には、地域において薬物乱用を繰り返していたことにより、あるいは、薬物密売者等からの接触を避けるため、従前の住居に戻ることが適当でない者が多く存在することを踏まえ、更生保護施設における薬物事犯者の受入れ、薬物依存からの回復に資する処遇を可能とする施設や体制の整備を推進し、更生保護施設による薬物依存回復処遇の充実を図る。【法務省】

第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組(推進法第11条、第13条、第21条関係)

1. 特性に応じた効果的な指導の実施等

(2) 具体的施策

特性に応じた指導等の充実

女性の抱える問題に応じた指導等

～(略)～。また、法務省は、更生保護施設においても、女性の特性に配慮した指導・支援を推進するなど、社会生活への適応のための指導・支援の充実を図る。【法務省、厚生労働省】

再犯防止推進計画(抄)(続き)

「今後取り組んでいく施策」として掲げられた具体的施策について
(更生保護施設関連部分抜粋)

第6 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組(推進法第5条、第22条、第23条、第24条関係)

1. 民間協力者の活動の推進等

(2) 具体的施策

更生保護施設による再犯防止活動の促進等

ア 更生保護施設の地域拠点機能の強化

法務省は、更生保護施設が、更生保護施設等を退所した者にとって、地域社会に定着できるまでの間の最も身近かつ有効な支援者であることを踏まえ、更生保護施設が地域で生活する刑務所出所者等に対する支援や処遇を実施するための体制整備を図る。【法務省】

イ 更生保護事業の在り方の見直し

法務省は、更生保護施設が、一時的な居場所の提供だけでなく、犯罪をした者等の処遇の専門施設として、高齢者又は障害のある者、薬物依存症者に対する専門的支援や地域における刑務所出所者等の支援の中核的存在としての機能が求められるなど、現行の更生保護施設の枠組が構築された頃と比較して、多様かつ高度な役割が求められるようになり、その活動は難しさを増していることを踏まえ、これまでの再犯防止に向けた取組の中で定められた目標の達成に向け、更生保護事業の在り方について検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる。【法務省】

↓

「多様かつ高度な役割」をどのように解し、どのように敷衍して論じていくか

3 法制審議会(少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会)での検討状況(平成29年2月～)

諮問第103号

日本国憲法の改正手続に関する法律における投票権及び公職選挙法における選挙権を有する者の年齢を18歳以上とする立法措置，民法の定める成年年齢に関する検討状況等を踏まえ，少年法の規定について検討が求められていることのほか，近時の犯罪情勢，再犯の防止の重要性等に鑑み，少年法における「少年」の年齢を18歳未満とすること並びに非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方並びに関連事項について御意見を賜りたい。

更生保護法，刑事施設収容法等の処遇に係る法律の整備の在り方等が含まれている

論点表

(部会第5回会議配布資料)

1 少年法における「少年」の年齢

少年法における「少年」の年齢を18歳未満とすること

【検討の観点】

- ・ 少年保護事件の手續過程並びに少年院及び保護観察における処遇が年長少年に対しても有効に機能している中で、「少年」の年齢を18歳未満とする必要性はあるか。
- ・ 親権に服さない成年者に対して国家が後見的な観点から権利を制限する処分を行うことが正当化できるか(要保護性に基づく保護処分に付することができるか。)
- ・ 選挙権を有し、民法上も成年である者が罪を犯したとき、刑事処分ではなく保護処分に付すこと、軽減された刑を科すこと、推知報道を禁止すること等は、犯罪被害者・国民の理解を得られるか。
- ・ 「少年」の上限年齢を18歳未満に引き下げると、大人として処罰されるという自覚を促すことになり、犯罪の抑止、健全育成につながるのではないか。
- ・ 現在行われている働き掛けや処遇等の機会がなくなると、改善更生・再犯防止が図れないのではないか。

2 非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備

起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方

少年鑑別所及び保護観察所の調査・調整機能の活用

宣告猶予制度

罰金の保護観察付き執行猶予の活用

刑の全部の執行猶予制度の在り方

保護観察・社会復帰支援施策の充実

社会内処遇における新たな措置の導入

自由刑の在り方

若年受刑者に対する処遇原則の明確化，若年受刑者を対象とする処遇内容の充実，少年院受刑の対象範囲及び若年受刑者に対する処遇調査の充実

施設内処遇と社会内処遇との連携の在り方

社会内処遇に必要な期間の確保

若年者に対する新たな処分



上記論点表の**大項目「2」**について審議を進めた上，それを踏まえて，論点表の**大項目「1」**について審議がなされる予定

法制審議会第178回会議(総会)

少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会

部会審議を効率的に進めるため、分科会を設置し、「論点表」大項目2の各論点について、理論的、技術的な観点等から検討

第1分科会 (刑法総則関連)

刑の全部の執行猶予制度の在り方
自由刑の在り方
若年受刑者に対する処遇原則の明確化、若年受刑者を対象とする処遇内容の充実、少年院受刑の対象範囲及び若年受刑者に対する処遇調査の充実
社会内処遇に必要な期間の確保

第2分科会 (現行法にはない新たな制度・現行法の新たな運用)

宣告猶予制度
罰金の保護観察付き執行猶予の活用
若年者に対する新たな処分
少年鑑別所及び保護観察所の調査・調整機能の活用

第3分科会 (社会内処遇)

起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方
保護観察・社会復帰支援施策の充実
社会内処遇における新たな措置の導入
施設内処遇と社会内処遇との連携の在り方
少年鑑別所及び保護観察所の調査・調整機能の活用

各分科会において、
「考えられる制度の概要案」の検討・作成
検討課題の整理
を行い、部会へ報告 部会において、更なる調査審議

分科会における検討(中間報告)

(部会第7回会議(平30.4.26)配布資料(法務省HP掲載)から抜粋)

特別遵守事項の種類の追加

- ・保護観察対象者の改善更生を促進するため、特別遵守事項の種類として以下の内容を追加する。
 - 1 自助グループが実施するミーティング、更生保護施設が実施するプログラムその他の民間支援団体等が実施する改善更生に資する援助(法務大臣が定める基準に適合するものに限る。)を受けること。
 - 2 更生保護施設に宿泊すること及び当該施設から一定の時間帯は外出をしないこと。

外部通勤作業や外出・外泊の活用等

刑事施設内から社会内に向けて円滑な移行を図り、社会復帰を促進するため、外部通勤作業や外出・外泊をより活用する。
刑事施設内における開放的処遇を拡大する。
仮釈放後に段階的な処遇を実施する。

更生保護事業の体系の見直し

更生保護施設が行う専門的な処遇等を更生保護事業として明文で定める。

4 その他更生保護事業をめぐる諸情勢

▶ 刑務所入所者・出所者の動向

・ 出所者の人数は減少傾向

平成18年:30,600人 (満期釈放:14,503人, 仮釈放:16,081人)

平成23年:28,583人 (満期釈放:13,938人, 仮釈放:14,620人)

平成28年:22,947人 (満期釈放: 9,649人, 仮釈放:13,260人)

・ 入所者において, 女性の割合, 高齢者の人数及び割合が増加

平成18年: 女性の割合7.1% 高齢者の人数及び割合 1,882人・5.7%

平成23年: 女性の割合8.7% 高齢者の人数及び割合 2,023人・8.0%

平成28年: 女性の割合9.8% 高齢者の人数及び割合 2,498人・12.2%

▶ 福祉制度の動向

・ 生活困窮者自立支援制度の施行(平成27年4月1日~)

・ 社会福祉法の改正(施行:平成29年4月~)

社会福祉法人制度の改革

- 経営組織のガバナンスの強化(評議員会の必置化)
- 事業運営の透明性の向上(財務諸表等の公表に係る規定の整備)
- 行政の関与の在り方(所轄庁による指導監督の機能強化)

▶ 刑の一部の執行猶予制度の施行(平成28年6月~)